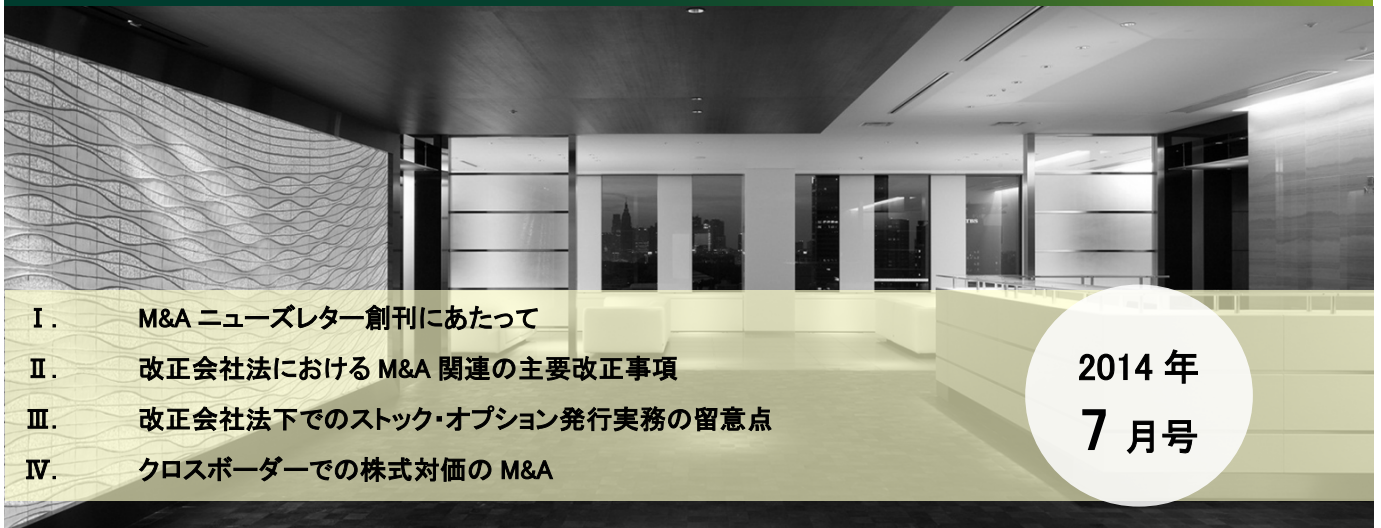


M&A ニューズレター



- I. M&A ニューズレター創刊にあたって
- II. 改正会社法における M&A 関連の主要改正事項
- III. 改正会社法下でのストック・オプション発行実務の留意点
- IV. クロスボーダーでの株式対価の M&A

2014年
7月号

M&A ニューズレター創刊にあたって

この度、当事務所は M&A ニューズレターを発刊することといたしました。

既に当事務所においては、金融、ビジネス・タックス・ロー、事業再生、アジア、中国などの各分野においてニューズレターを配信しておりますが、ここに新たに M&A が加わることは、当事務所にとっても、また、私自身にとっても感慨深いものと言えます。

当事務所は、2001 年に『M&A 法大全』と銘打って、M&A 取引を取り巻く理論的・実務的なさまざまな法的問題をとりあげた書物を出版しました。リーガル・デュー・ディリジェンスや M&A 契約などの極めて実践的なトピックから、さらには、日本ではまだ当時馴染みの薄かった敵対的買収や MBO といった分野をも詳細に検討した同書は多方面から評価を頂き、当事務所の M&A プラクティス発展の礎となってきました。

それから早くも 10 年以上が経過しました。この間、わが国も、また、世界も、大きな嵐を経験しましたが、その中でもわが国の企業は M&A を通じて着実に発展を遂げてきました。最近でも、東京エレクトロンと米 Applied Materials との経営統合は、国境を越えた巨大経営統合として日本のみならず、世界中の注目を集めています。

当事務所の弁護士は、こうした M&A 取引において、常にクライアントに寄り添い、深い法律知識に裏付けられた実務的なアドバイスを行ってきました。私自身、前述の『M&A 法大全』において、M&A 案件との関わりは、尽きることのない法的問題との格闘であり、それ故に「複数の弁護士がそれぞれの得意領域を持ち参加する総合事務所の絶対的な必要性和有利性」があると書きました。

その考えは、弁護士 500 人超が所属し、アジアにも事務所を展開する今日においても変わらず、むしろ確信となっています。当事務所内を見わたせば、それぞれに余人をもって代え難い個性と得意分野を有した M&A ロイヤーが、当事務所の M&A プラクティスを作り上げています。

本ニューズレターは、当事務所に所属する M&A ロイヤーが、その知識の一端を平易なトピックという形でご紹介すると共に、当事務所が関与した案件や、当事務所弁護士の執筆・講演活動の内容等をご報告させて頂くことで、かつての『M&A 法大全』がそうであったように、より多くの方々に、当事務所の多士済々な M&A ロイヤーの個性に触れて頂く機会となることを願って創刊するも



本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

のです。

M&A 取引における創造的なスキーム構築や、取引をめぐる法的リスクへの対処には、取引に特有の要素が多く、また、それらが相互に複雑に絡み合っています。そうした創造的なアドバイスを文字で著そうとすれば、長大で却って読み難いものとなり、また、それだけ文字を尽くしても、なかなか本質を伝えることはできません。そうであればこそ、本ニュースレターでは、一つ一つのトピックは簡素かつ平易であることを旨としています。

もし、本ニュースレターに掲載されたトピック、取扱案件、あるいは執筆書籍/論文、セミナー実績の中で、何かご興味をひくものがあれば、そこに名前の挙がった弁護士にお気軽にお問い合わせしてみてください。何万字の文字を通じるよりも、5分でも10分でも、直接にお話頂くことで、その弁護士の個性、また、その背後に控える当事務所のチームとしての経験・知識の豊かさを感じ取ってもらえるものと思います。当事務所の弁護士にとっても、自らの内に蓄積したものをお伝えすることそれ自体が喜びであり、無料なフィーの相談などなく話に応じることでしよう。

最後になりますが、当事務所の東京事務所は再来年(2016年)1月を目処に大手町に移転いたします。この移転の一つの目的が、私自身がこの数年事務所内のスローガンとして掲げている「モア・コミュニケーション」です。

20年以上慣れ親しんだ赤坂を離れ、新しい地に移動するのを機に、当事務所は今以上にクライアントをはじめとした皆様との間でも、より一層のコミュニケーションを大切に参りたいと思っています。

本ニュースレターが、皆様と当事務所弁護士との「モア・コミュニケーション」の有効なツールとなることを願っております。

西村あさひ法律事務所
執行パートナー
保坂 雅樹

改正会社法における M&A 関連の主要改正事項 執筆者:大井 悠紀

昨年 11 月 29 日に国会に法案が提出された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下「改正会社法」といいます。また、以下では特に記載しない限り、条文は改正会社法のことを指します。)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 91 号)は、本年 6 月 20 日に通常国会で可決成立し、6 月 27 日に公布されました。改正会社法の施行日は、公布日から 1 年 6 か月以内で政令で定める日とされています(改正会社法附則 1 条)。

改正会社法は、社外取締役制度の見直しや監査等委員会設置会社制度の導入をはじめとする「企業統治の在り方」と多重代表訴訟制度の導入を含む「親子会社に関する規律」の見直しとを中心的なテーマとするものですが、M&A 実務に大きな影響を及ぼす改正も複数含まれています。改正会社法の M&A 実務への影響についてはその成立前から既に多くの議論がなされていますが、今般改正会社法が成立したことに伴い、以下、M&A 実務に影響を及ぼす主要な改正事項の概要を、改めて簡単に整理します。

1. 株式等の発行、譲渡等に関する改正

(1) 支配株主の異動を伴う第三者割当増資

現行法上、公開会社が発行可能株式総数の範囲内で行う第三者割当増資については、有利発行に該当しない限り、取締役会の決議のみで行うことができるとされています(現行法 201 条 1 項)。これについては不透明な第三者割当増資により既存株主の利益が損なわれるケースがあるとの指摘があり、上場会社については、取引所の規則上、希釈化率 25%以上

又は支配株主の異動を伴う第三者割当増資については、経営者から独立した者からの意見の入手又は株主総会等による株主意思確認を行うことが要求されています(東証有価証券上場規程 432 条、同施行規則 435 条の 2)。

改正会社法では、公開会社において、①引受人(その子会社等を含みます。)が結果的に総株主の議決権の過半数(50%超)を新たに取得することとなる第三者割当増資を行う場合(したがって、既存の過半数議決権を保有する親会社等への第三者割当増資は含まれませんが、引受人等が既に保有する分と合算して 50%を超える場合には含まれます。)であって、②10%以上の議決権を有する株主から一定期間内に反対通知があったときには、原則として、当該引受契約について株主総会の普通決議による承認が必要となります(206 条の 2)。但し、会社の資金調達の必要性を不当に阻害することを避けるべく、上記の反対通知があった場合でも、「当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるとき」は、株主総会決議による承認は不要とされています(同条 4 項但書)。この除外事由はかなり限定的な内容であり、実務上は、上記反対通知がなされた場合には、株主総会決議を経ては間に合わずに事業継続に支障を来すような例外的な状況を除き、原則として株主総会の承認を受けることになると考えられます。

なお、上記の規制は新株予約権の第三者割当にも適用され、この場合には、新株予約権が行使された場合に発行される可能性のある株式数の最大数を基準として、総株主の議決権の過半数を新たに取得するか否かが判断されることとなります(244 条の 2)。

(2) ライツ・オフリングの手続期間短縮

現行法上、新株予約権無償割当に関する株主に対する割当通知は、行使期間の初日の 2 週間前までに行わなければならないとされています(現行法 279 条 2 項)、改正会社法は、これを無償割当の効力発生後遅滞なく行うことを求めるとともに、行使期間の末日が通知日から 2 週間以内に到来する場合には、行使期間の末日が通知日から 2 週間後の日に自動的に延長される(結果として、割当通知が行使期間の末日から 2 週間前の日にされることとなります。)こととしています(279 条 2 項、3 項)。

この改正により、ライツ・オフリングの手続期間の短縮が図られます。

(3) 子会社株式の譲渡

現行法上、子会社株式の譲渡について株主総会の承認を求める規定は存在せず、実務上、取締役会決議のみでこれを行うことができると一般的に考えられています。

改正会社法では、事業譲渡との整合性の観点から、①譲渡の対象となる子会社株式の帳簿価格が親会社の総資産額の 20%超であり、②親会社が譲渡後に保有する子会社の議決権が半数以下となるような子会社株式の譲渡については、親会社の株主総会の特別決議による承認が必要となります(467 条 1 項 2 号の 2)。

また、このような子会社株式の譲渡は「事業譲渡等」(468 条 1 項)に該当することとなり、反対株主の株式買取請求(469 条)等の規定も適用されます。

2. 少数株主のキャッシュ・アウト手続の整備

(1) 特別支配株主による株式等売渡請求制度

現在の実務上、少数株主のキャッシュ・アウト手続としては、税務上の理由から、多くの事例で全部取得条項付種類株式を利用する方式が採用されています。しかし、この手続は、常に株主総会の特別決議を必要とするため、時間的・手続的なコストが大きいという指摘がありました。

改正会社法は、総株主の議決権の 90%以上を有している特別支配株主が、対象会社の承認(取締役会設置会社においては取締役会の承認)を得た上で、他の株主が保有する株式の全部を一括して金銭により取得することを認める、株式等売渡請求の制度を新たに創設しました(179 条～179 条の 10)。この制度を利用する場合には、全部取得条項付種類株式を利用する場合と異なり、対象会社の株主総会の承認は不要であり、また、新株予約権についてもその対象とすることができます(179 条 2 項、3 項)。

また、売渡株主の保護のための制度として、売渡株主による差止請求(179 条の 7)、価格決定申立(179 条の 8)、無効申立(846 条の 2)の各手続が設けられています。

現行法上少数株主のキャッシュ・アウト手続として利用可能な現金交付の株式交換・合併は、非適格組織再編として対象会社側に時価評価課税が生じ得るといった問題がありますが、株式等売渡請求は、株主間の売買として整理できれば、このような対象会社側での時価評価課税の問題は生じないのではないかと考えられます。この点についての税制上の取り扱いが注目されます。

(2) 全部取得条項付種類株式の取得手続の整備

改正会社法は、全部取得条項付種類株式が少数株主のキャッシュ・アウト手続に利用されている現状を踏まえて、その制度の整備を行っています。

具体的には、まず、情報開示の充実を図るべく、組織再編の場合と同様に事前開示手続(171 条の 2)及び事後開示手続(173 条の 2)が新たに設けられました。また、組織再編の場合の株式買取請求手続を参考として価格決定の申立手続も見直され、現行法では株主総会の日から 20 日以内とされている申立期間が、取得日の 20 日前の日から取得日の前日までの期間に改められました(172 条)。株主による全部取得条項付種類株式の取得の差止請求も新たに設けられています(171 条の 3)。

(3) 株式併合の手続の整備

現行法の下で濫用的な株式併合による少数株主のキャッシュ・アウトが発生したことを背景として、改正会社法は、株式併合(単元株制度が採用されている場合には、単元株式数に併合割合を乗じて得た数に端数が生じるものに限定されます。)の手続の整備を図っています。

具体的には、これらの株式併合について、事前備置手続(182 条の 2)及び事後備置手続(182 条の 6)が設けられる等情報開示の充実化が図られるとともに、差止請求(182 条の 3)、反対株主の株式買取請求(182 条の 4)、価格決定申立(182 条の 5)の各手続が新たに設けられています。

これらの改正により、これまで少数株主の保護に欠けるとして実務上少数株主のキャッシュ・アウト手続としての利用が控えられてきた株式併合が、改正会社法の施行後は少数株主のキャッシュ・アウト手続の現実的な選択肢の一つとなると期待されます。

3. 組織再編の際の株式買取請求

(1) 簡易組織再編における株式買取請求

現行法上、存続会社等又は譲受会社(具体的には、合併の存続会社、吸収分割の承継会社、株式交換の完全親会社及び事業譲渡の譲受会社)において簡易要件を満たす場合であっても、全ての株主に株式買取請求権が認められています(現行法 469 条 2 項 2 号、797 条 2 項 2 号)。このことを理由に、これまでの実務上、簡易組織再編を利用するグループ内組織再編の実行を回避するケースも散見されました。

改正会社法は、簡易要件を満たす場合に存続会社等及び譲受会社について、株式買取請求権を認めないこととしました(469 条 1 項 2 号、797 条 1 項但書)。

(2) 価格決定前の支払制度

現行法上、株式買取請求に関しては、裁判所の決定した価格に対して年 6%の利率による利息が発生することとされています(現行法 786 条 4 項等)が、このことが濫用的な株式買取請求を招く原因となっている旨指摘されていました。

改正会社法は、価格決定前に会社が公正な価格と認める額を支払うことを認め、当該支払額について会社が利息負担を免れることができるようにしました(786 条 5 項等)。

(3) 買取の効力発生時点

現行法上、株式買取の効力発生時点は、存続会社等については代金支払時(現行法 798 条 5 項等)、消滅会社等については効力発生日(同 786 条 5 項)とされ、それぞれ異なっていますが、改正会社法は、これらを組織再編等の効力発生日に統一しました(798 条 6 項、786 条 6 項等)。したがって、株式買取請求権を行使した存続会社等の株主は、組織再編等の効力発生日に株主としての地位を失い、その後は対価の決定の問題のみが残ることとなります。

4. その他の M&A 関連の主要改正事項

(1) 組織再編等の差止請求権

現行法上、組織再編の差止請求については、略式組織再編に関してのみ規定が設けられており、その他の組織再編については明文規定は存在しません。

改正会社法は、簡易組織再編を除く組織再編についても、新たに株主による差止請求を認めることとしています(784 条の 2、796 条の 2、805 条の 2)。但し、これらの組織再編の差止請求は、当該組織再編が「法令又は定款に違反する場合」であって、株主が不利益を受けるおそれがあるときのみ認められ、略式組織再編の差止請求と異なり、対価が「著しく不当である」場合には認められていません。また、上記の「法令違反」には、善管注意義務や忠実義務の違反は含まれないと整理されています。

(2) 詐害的な会社分割等における債権者の保護

近時、債務逃れのための手段として会社分割が悪用される事例があるとの指摘を受けて、改正会社法は、分割会社が承継会社に承継されない債務に係る残存債権者を害することを知って会社分割を行った場合には、残存債権者は、承継会社に対して、承継した財産の価額を限度として債務の履行を請求できることとしました(759 条 4 項等)。なお、承継会社における当該債務の履行責任は、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割を行ったことを残存債権者が知ってから 2 年以内に請求若しくは請求予告を行わない場合、又は、会社分割の効力発生日から 20 年を経過した場合に消滅することとされています(同条 6 項)。

5. 各改正事項の適用開始時期

上記の各改正事項の適用時期については、それぞれ改正会社法附則に経過措置規定が定められています。

具体的には、各改正事項について以下の各行為が施行日前に行われた場合には、現行法が適用されることとされています。

- ① 上記 1. (1)の第三者割当増資に関する改正及び同(2)の新株予約権無償割当に関する改正：募集事項・割当事項の決定(附則 12 条、13 条、14 条)
- ② 上記 1. (3)の子会社株式の譲渡に関する改正：譲渡契約の締結(同 17 条)
- ③ 上記 2. (2)の全部取得条項付株式の取得に関する改正及び同(3)の株式併合に関する改正：株主総会の招集手続の

開始(同 10 条、11 条)

- ④ 上記 3. 及び 4. の組織再編・事業譲渡等に関する改正：関連契約の締結又は計画の作成(同 18 条、20 条)



おおい ゆうき
大井 悠紀

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

y.oi@jurists.co.jp

国内外の M&A、組織再編、JV・事業提携等の案件を担当。また、その他にも、企業統治その他の一般企業法務、国際カルテル対応等も手がける。

改正会社法下でのストック・オプション発行実務の留意点

執筆者：柴田 寛子

1. 総数引受契約を活用した現行実務

現行会社法下でのストック・オプション(新株予約権)の発行実務においては、取締役会の場で割当個数を明らかにされたくないとする割当対象者への配慮から、割当対象者と割当個数の決定を、(取締役会ではなく)代表取締役に一任することが可能となる、「総数引受契約方式」が活用されています。この方式は、募集新株予約権に譲渡制限が付されている場合には、募集新株予約権の割当対象者及び割当個数の決定は、取締役会設置会社においては取締役会決議による原則(会社法 243 条 1 項・2 項)の例外として、引受人が、発行会社との間で、募集新株予約権の総数を引き受けることを約する契約を締結している場合には、当該原則は適用されないという現行会社法上の規定(会社法 244 条 1 項)に基づくものです。ストック・オプションには、通常、譲渡制限が付されること、また、複数の引受人との間で個別に締結する引受契約であっても総数引受契約と認められることから、「総数引受契約方式」は、上記の例外規定に基づくものとして広く活用されています。

2. 改正会社法下での総数引受契約

これに対し、本年 6 月 30 日に公布された改正会社法(平成 26 年法律第 90 号)は、譲渡制限付き新株予約権の発行に際して総数引受契約を締結する場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会設置会社においては取締役会の決議にて、「契約の承認」を受けなければならないとの新ルールを導入しました(改正会社法 244 条 3 項)。

改正会社法の文言である「契約の承認」に、「割当対象者」及び「割当個数」が含まれるかは、条文上は必ずしも明らかではありません。もっとも、新ルールの趣旨は、譲渡制限付き株式及び新株予約権の「譲渡」について、取締役会設置会社においては取締役会の承認を要求するという、実は現行会社法下にも存する規律(会社法 139 条 1 項、265 条 1 項)を、譲渡制限付き株式及び新株予約権の「募集」の場面においても貫徹する点にあるとされています。言い換えますと、当該改正は、譲渡制限付き株式及び新株予約権の「譲渡」に際しては、譲渡制限の趣旨である閉鎖性を維持するとの観点から、譲渡の相手方及びその株数について、取締役会の承認が要求されているのに対し、譲渡制限付き株式及び新株予約権の「募集(発行)」の場面においては、総数引受契約を締結することで、当該規律の適用を、いわば免れることができる状態となっているとの不均衡を是正することを目的としています。このような改正の趣旨に鑑みますと、「契約の承認」には、割当対象者及び割当個数が含まれると解される可能性があると考えられます。仮に、かかる解釈がとられるとすれば、総数引受契約の締結による割当対象者及び割当個数の決定の代表取締役等への一任という現在の取扱いは認められないこととなります。

現在のストック・オプション発行実務に鑑みると、上記改正の影響は小さいとはいえません。改正会社法下においては、定款に別途の規定を置くことで現在の総数引受契約方式と同様の取扱いを実現できるのか、又は、現在の総数引受契約方式に関する実務は認める方向で何らかの解釈が示されるのか等、公布日から 1 年 6 か月以内の日とされている改正会社法の施行日まで、

当職らはこの論点についての動向を引き続き注視して参ります。



しばた ひろこ

柴田 寛子

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

h_shibata@jurists.co.jp

国内及びクロスボーダーの M&A、プライベート・エクイティ投資、JV やライセンス等を含む様々な手法での戦略的提携案件を主軸に、コーポレートガバナンス・会社法全般、労働法及び知的財産権法関係の一般企業法務に関して、多数の経験を有している。

クロスボーダーでの株式対価の M&A

執筆者:野田 昌毅

1. 金銭対価と株式対価

近年においては日本の会社が外国会社との間で M&A 取引を行うことも全くめずらしくはなくなりましたが、多くの取引は金銭を対価として行われてきています。これに対して、例えば、金銭の支払いによって一方が他方を買収する形での M&A ではなく、双方対等な M&A を行う場合や、買収者側の財務内容等の事情を考慮すると金銭ではなく株式を用いる方が合理的な場合など、金銭ではなく株式を対価として外国会社との間で M&A 取引を行うというニーズもあるところです。クロスボーダーで株式を対価として行われる M&A 取引は、法律上検討すべき点が少なくないことから公表事例としてはこれまでのところ多くはありませんが、着実に事例は増えてきているところであり、今後このような事例が蓄積することによって会社が選択することができる M&A の手法がいつそう広がっていくことが期待される場所ですので、以下代表的なものを簡単に説明いたします。

2. 三角組織再編

例えば、日本の上場会社同士が対等な統合を行おうとした場合には、株式を対価として合併や共同株式移転を用いることが一般的ですが、日本の上場会社が外国の上場会社と対等な統合を行おうとしたとしても、日本の会社法上は外国会社との合併や共同株式移転は認められていないという見解が強いため、直接的に合併や共同株式移転を用いることは現実的ではありません。そこで、このような場合には、三角組織再編を用い、それぞれの当事会社が一定の国に設立した持株会社の 100%子会社となるという形で統合することが検討されますが、そのような手法を用いる場合にも、当該持株会社の設立準拠法に応じて、三角組織再編の対価として用いる株式についての子会社による親会社株式取得・保有規制や見せ金、financial assistance rule との関係、税務上の取扱い等様々な問題を検討する必要があります。東京エレクトロン株式会社と米 Applied Materials, Inc.とがオランダに設立する持株会社の 100%子会社となるという形で統合することを発表いたしました。これは日本の上場会社が三角組織再編を用いて外国上場会社と統合しようとする代表的な事例と言えます。なお、同案件以前には、外国会社の株式を対価として日本の上場会社の株主に対して対価を交付する形で三角組織再編が用いられた事例は、Citigroup Inc.株式を対価として日興コーディアルグループ(当時)との間で行われた三角株式交換のみでした。

3. Exchange Tender Offer

これに対して、株式を対価とした取引としては、合併等の組織再編行為ではなく、株式を対価とする公開買付け(Exchange Tender Offer)という形で行うことも考えられるところです。日本の会社が外国会社に対して Exchange Tender Offer を行うことについては、会社法上は有利発行規制、現物出資規制、発行又は処分する株数の決定方法並びに応募株主及び買付会社取締役の価額填補責任の観点からの問題が指摘されてきたところですが、これらの点については産業競争力強化法に基づく認定を受けることによって対応することが可能となっています。もっとも、本稿執筆時点においては、産業競争力強化法の認定を受けて Exchange Tender Offer を行う旨を公表した事例はないようです。また、外国会社が日本の上場会社に対して Exchange Tender

Offerを行うことも考えられるところですが、かかる Exchange Tender Offer に応募した株主の譲渡損益について、日本の税法上、課税繰延べ措置が認められていないことが問題として指摘されているところです。

4. 現物出資

以上に対して、日本の会社と外国会社との間での株式を対価とする M&A 取引でも、日本の会社が株式を対価として交付すべき相手方が特定された少数である場合には、現物出資を用いて第三者割当てによる新株発行や自己株式処分を行うことにより取引を行うことが可能です。このような M&A 取引の例として、オリックス株式会社が Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank B.A. から Robeco Groep N.V. の株式を取得するにあたって、一部を金銭によって支払い、残りの対価をオリックス株式会社が保有する自己株式を処分することによって支払った事例がありました。

5. プランニングの重要性

以上で紹介したタイプの取引は、案件の個別事情に応じて、日本法及び外国法が複雑に交錯し、会社法や税法を始めとして理論的・実務的な多数の問題を生ずることになりますが、まだまだ前例が少ないこともあって公には議論されていない未解決の問題も多数存在しているところです。本文中で言及した案件は、全て当事務所がカウンセラーとして実質的なアドバイスをした案件になりますが、このような案件において培われたノウハウを活用した上で事前に十分なプランニングをすることが、このような案件を成功に導くためには極めて重要になります。



の だ ま さ き
野田 昌毅

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
m_noda@jurists.co.jp

国内及びクロスボーダーの M&A、事業統合、組織再編、JV・事業提携などのトランザクション案件を数多く手がけている。

論文情報 (2014年4月～6月)

- * 「役員責任の会社補償と D&O 保険をめぐる諸論点(上)(中)(下)」 武井一浩、旬刊商事法務 No.2032(2014年5月5・15日合併号)、No.2033(2014年5月25日号)、No.2034(2014年6月5日号)
- * 「情報伝達・取引推奨規制における若干の解釈論 - 目的要件・氏名公表措置 - 」 木目田裕・鈴木俊裕、旬刊商事法務 No.2036(2014年6月25日号)
- * 「タイ子会社有利発行事件東京高裁判決の検討」 太田洋、月刊国際税務 Vol.34 No.6(2014年6月号)
- * 「買収後の紛争対応と契約書による防衛策」 井垣太介・谷昌幸、ビジネス法務 2014年7月号
- * 「JAPANESE UPDATE - Overview of Recent Trends in M&A Activity and Relevant Legal Developments - 」 岩倉正和・田原吏、International Institute for the Study of Cross-Border Investment and M&A Website
- * 「役員報酬の構造改革急げ - 自社株交付の拡充を」 武井一浩、2014年5月8日付日本経済新聞朝刊 28面
- * 「株式報酬制度の最近の潮流と現状の課題」 武井一浩、信託 258号(2014年5月号)
- * 「Minority Investments in Japanese Publicly-Traded Companies」 森本大介・スティーブン・ポーラー、The M&A Lawyer 2014年5月号
- * 「The Corporate Governance Review - Fourth Edition - (Japan Chapter)」 原田充浩・中山達也、Law Business Research
- * 「日本経済活性化に向けた企業法制改革 - エクイティ報酬改革・役員就任環境整備 - 」 武井一浩、旬刊商事法務 No.2029(2014年4月5日号)
- * 「議決権種類株式を用いた我が国初の上場事例の登場～強制公開買付規制の種類株式への適用について 望まれる解釈の明確化～」 松尾拓也、Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」
- * 「Getting the Deal Through - Private Equity 2014 (Japan Chapter, Transactions)」 新川麻・野田昌毅、Law Business Research
- * 「Overview of recent trends in M&A activity and relevant legal developments in Japan」 岩倉正和・田原吏、International Mergers & Acquisitions Review 2014
- * 「Corporate Counselor No.15 MINORITY INVESTMENTS IN JAPANESE PUBLICLY TRADED COMPANIES」 森本大介・スティーブン・ポーラー

書籍情報 (2014年4月～6月)

- * 「論点体系 金融商品取引法[1]・[2]」 太田洋・新家寛・濃川耕平・野田昌毅・有吉尚哉・松尾拓也・松尾直彦・町田行人・平尾覚・本柳祐介、第一法規
- * 「西村高等法務研究所叢書(9) アクティビスト・敵対的買収対応の最新動向 - 各種事例を通じた分析と検討」 太田洋・松原大祐、商事法務

セミナー情報 (2014年4月～6月)

開催予定

- * **申込受付中**「円滑な事業承継と M&A の活用を考える ～オーナー企業のための事業承継、事業再生事例を中心に～」 柴原多・伊藤剛志・松尾拓也・臼杵弘宗・田中研也・波里好彦
開催日：東京：2014年7月29日(火)、名古屋：7月30日(水)、大阪：8月5日(火)
お申込・詳細：<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_16105.html>

- * **申込受付中**「三角合併・三角株式交換による国内組織再編の活用法」 松浪信也
開催日:2014年7月28日(月)
お申込・詳細:<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_16130.html>
- * **申込受付中**「創業家系の大株主がいる上場会社の資本政策とM&A ～事業承継・相続をも見据えた効率的なストラクチャー・実務上の留意点～」 松尾拓也
開催日:2014年7月23日(水)
お申込・詳細:<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_15989.html>

開催済

- * ヤフー・IDCF 事件及び IBM 事件東京地裁判決の分析～その射程とM&A実務への影響～ 太田洋
- * 合併契約における契約交渉・契約書作成の実務 松原大祐
- * 改正会社法徹底解説 高木弘明
- * 医療・介護施設に関する資金調達手法の多様化と留意点 川上嘉彦・鶴岡勇誠
- * 石油開発契約のシステム 紺野博靖
- * 不採算事業からの撤退に関するM&A実務のポイント 松原大祐
- * M&A契約交渉の重要ポイント 内間裕
- * スクイズ・アウトの実務と会社法改正の影響 石川智也
- * インドの新会社法とM&A 今泉勇
- * 不採算事業撤退の法的留意点 森本大介
- * オーナー系企業のための種類株式最新実務 松尾拓也
- * 三角合併・三角株式交換による組織再編の活用法 松浪信也
- * 株主総会と監査役としての対応 松原大祐
- * 創業家系の大株主がいる上場会社の資本政策とM&A 松尾拓也
- * アジア進出(上場・M&A・合併)法務のすべて 山中政人・佐藤正孝
- * Joint Venture Critical Issues: Governance, Competition, and Exit 新川麻
- * 事業承継・相続をも見据えた上場会社のM&Aと資本政策 松尾拓也
- * 秘密保持契約の実務ポイント 石川智也
- * 産業競争力強化法の活用法 高木弘明

当事務所は、M&A分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社及び投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類のM&A案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国のM&A案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験及びノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野及び実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。